

週休2日工事試行工事の改訂概要について

1 週休2日工事の概要

(1) 対象工事

○熊本県土木部が発注する以下の工事

土木工事 : 原則として、全ての工事

建築工事 : 原則として、全ての工事

港湾工事^{※注1} : 原則として、全ての工事^{※注1}: 港湾請負工事積算基準の積算体系による工事
(ただし、維持補修、緊急を要する工事等は除く)

○**受注者希望型**とし、受注者は工事着手前に週休2日の実施の有無を決定する。

○令和3年4月1日以降に入札手続きを行うもの。

(2) 週休2日の定義《対象期間を変更》

○対象期間において一時中止期間を除き、4週6休以上の休日(現場閉所)を確保すること。

- ・4週8休: 休日の割合が28.5%以上の場合
- ・4週7休: 休日の割合が25.0%以上、28.5%未満の場合
- ・4週6休: 休日の割合が21.4%以上、25.0%未満の場合

対象期間	令和2年度	令和3年度
始期	工事着手日	工事着手日
終期	完成日	工事施工範囲内での全ての作業(後片付けを含む)が完了した日(※)

※現場作業完了後の書類整理等を対象期間から除外するもの
工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、後片付けの対象に含まない

(3) 工事費の変更《土木工事: 市場単価に係数補正を適用》

○週休2日の達成状況に応じて、以下の補正係数により割増補正を行う。

※()内は令和2年度の補正係数

土木工事	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費(※)	1.05(〃)	1.03(〃)	1.01(〃)
機械経費(賃料)	1.04(〃)	1.03(〃)	1.01(〃)
共通仮設費率	1.04(〃)	1.03(〃)	1.02(〃)
現場管理費率	1.06(〃)	1.04(〃)	1.03(〃)

※これまで適用のなかった市場単価についても係数補正を実施

(詳細は、本文別紙5参照)

建築工事	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05(〃)	1.03(〃)	1.01(〃)

港湾工事	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05(〃)	—(—)	—(—)

○但し、港湾5職種^{※注2}は補正の対象外

※注2：高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員

(4) 証明書の発行

○週休2日を達成した場合、「週休2日実施証明書」を発行する。

対象工事：(1)対象工事に該当し、(2)週休2日の定義に示す休日割合を達成した
工事で、かつ受発注者での取組み実施協議が整っているもの

発行内容：週休2日実施内容（達成状況）区分を明記して発行